

## 第80号議案

指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和3年11月25日

品川区長 濱 野 健

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせるため、下記のとおり指定管理者を指定する。

記

### 1 管理を行わせる施設

(1) 名 称 品川区立ファミリーユ小山

所在地 東京都品川区小山三丁目12番15号

(2) 名 称 品川区立ファミリーユ大井

所在地 東京都品川区大井一丁目14番1号

(3) 名 称 品川区立ファミリーユ旗の台

所在地 東京都品川区旗の台五丁目13番9号

(4) 名 称 品川区立ファミリーユ南大井

所在地 東京都品川区南大井五丁目19番9号

(5) 名 称 品川区立ファミリーユ下神明

所在地 東京都品川区西品川一丁目20番16号

(6) 名 称 品川区立ファミリーユ西品川

所在地 東京都品川区西品川一丁目16番2号

## 2 指定管理者

名 称 株式会社品川宅建管理センター

代表者 代表取締役 田中 敏昭

所在地 東京都品川区東中延一丁目4番5号カリフル東中延101

## 3 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

(説明) ファミュー小山外5施設の指定管理者を指定する必要がある。